

OECD

開発のための投資イニシアティブ



経済協力開発機構

はじめに

現在の流れでは、多くの開発途上国、なかでもアフリカ諸国は国連ミレニアム開発目標を達成できない恐れがある。この10年の前向きな動きにもかかわらず、OECD域外の事業投資や企業開発は開発ニーズに及ばない状況が続いている。この事実が明らかになったことで、成長アジェンダへ再び関心が寄せられているとともに、貧困削減につながる広範で持続的な成長を促進する民間投資の重要性に対して認識が高まってきている。

民間投資は技術革新、持続可能な成長、貧困削減の強力な触媒である。モンテレイ合意では、健全なマクロ経済政策、良好なパブリックガバナンス、汚職撲滅、公平で効率的な税制、人材開発、社会基盤整備、健全な金融市場、財産権の保護、適切なコーポレートガバナンスの推進、競争・自由貿易政策を通じて、各国政府が民間投資促進のための国内環境を整える責任があるとしている。さらにモンテレイ合意ではODAについて、「民間セクター活動の環境整備にとって大いに重要であり、健全な経済成長に道を開くものとなりうる」と強調している。

モンテレイ合意の支援策として、OECDは2003年に南アフリカ・ヨハネスブルクで「開発のための投資イニシアティブ」を立ち上げた（注1）。同イニシアティブは「投資のための政策枠組み（PFI）」の策定を含むほか、各国の開発投資促進の取り組みを支えるためのODAの実践的な活用法についても述べている。PFIは、OECD加盟国による非加盟国との協力に関する包括的な原則を表したものでもある。この協力には、投資政策の策定能力の構築のために、ピアレビュー（相互審査）を通してOECDの経験を共有することも含まれる。

本冊子では、PFI及び「民間投資促進のためのODA活用に関するドナー向け政策指針」の策定作業の成果について報告する。巻末の付属文書にはPFIからの抜粋として、10の項目に関する質問を注釈を付けずに掲載している。

1. 投資のための政策枠組み

「投資のための政策枠組み（PFI）」の目的は、安定した経済成長と持続可能な開発を支える民間投資を促進することにある。したがって、途上国とその国民の繁栄に貢献し、貧困との闘いを支援することを目指している。

PFIは国連ミレニアム宣言と、国内外の事業環境の改善を目指す昨今の多国間取り組み（WTOドーハ開発アジェンダ、持続可能な開発に関するヨハネスブルグ宣言など）の幅広い文脈のなかで捉えられる必要がある。PFIは、開発戦略を効果的に進めるうえで民間投資

が欠かせないとした国連モンテレイ合意の実施推進を目指している。

PFI は非規範的なツールであり、モンテレイ合意のなかで一国の中小企業や外国人投資家の投資環境の向上にきわめて重要とされた 10 の政策分野について、各国政府が検討できるようチェックリストを提供している。具体的には、投資政策、投資促進・円滑化、貿易、競争、租税、コーポレートガバナンス、責任ある企業行動推進のための政策、人材開発、インフラ・金融部門の整備、パブリックガバナンスの 10 分野である（付属文書を参照）。PFI では、自国政策によるイニシアティブ（home-country policy initiatives）を含めた国際協力の貢献についても述べている。

2. パートナーシップ・プロセス

PFI の作業は OECD 投資委員会のもとにつくられた専門タスクフォースによって進められた。タスクフォースのメンバーは OECD 加盟 30 カ国と非加盟 26 カ国の政府（注 2）そして欧州委員会（EC）の高官で構成されている。タスクフォースの共同議長は日本とチリが務めた。投資委員会とその他 9 つの OECD 組織（注 3）に加え、世界銀行、国連貿易開発会議（UNCTAD）などの国際機関もタスクフォースの作業に参加している。

タスクフォースは 2004 年 6 月から 2006 年 3 月にかけて、計 5 回の会合をパリで開いた。また海外においても、PFI に関する協議を OECD の「国際投資に関するグローバル・フォーラム（Global Forum on International Investment）」の下でインドとブラジルで行ったほか、地域投資イニシアティブ（アフリカ開発のための新パートナーシップ（NEPAD））とともにウガンダで、アジア太平洋経済協力（APEC）とともに韓国で、東南アジア諸国連合（ASEAN）、国連アジア太平洋経済社会委員会（UNESCAP）、アジア開発銀行（ADB）とともにインドネシアで、そして「南東欧投資憲章（South East Europe Investment Compact）」でも協議を行った。

タスクフォースの会合には、経済産業諮問委員会（BIAC）、労働組合諮問委員会（TUAC）や NGO の代表も招かれ、提案を行っている。2006 年 1 月から 2 月にかけては、OECD のウェブサイト上でパブリック・コメントを幅広く求めた。

3. PFI の今後の活用法

今後の PFI の活用法についてすでに準備が進められている、あるいは特定されているものには次のようなものがある。

「地域投資イニシアティブ」

NEPAD-OECD アフリカ投資イニシアティブの参加国は、自己評価とピア・ダイアログ（相互対話）体制を構築する際の原則として PFI を活用することになっている。これは、同イニシアティブの条件の強化が行われた際に規定された。アフリカ投資イニシアティブは、G8 グレンイーグルズ・サミットでなされた要請にも応える形となっている。

2005 年 11 月の韓国での APEC サミットの際には、APEC / OECD 共催の投資セミナーが開かれた。このセミナーでは、PFI を活用して APEC が OECD と協力して投資に関する作業と対話の強化を行うことに幅広い支持が寄せられた。2005 年 12 月にはオーストラリア、韓国、ベトナムの APEC の現職と今後の議長国があらためて支持を表明している。これ以降、「APEC-OECD 統合枠組み（APEC-OECD Integrated Framework）」に関する共同作業案が APEC で検討中である。

南東欧投資憲章ではこの 5 年間、各政策分野を包含する投資改革課題に取り組んできた。これは、2005 年 6 月の「投資憲章閣僚会議（Investment Compact Ministerial）」での要請に応じたもので、現在、各国の政府と民間セクターは成果の測定に PFI を活用すべく、投資憲章のもとで作業を進めている（注 4）。

「投資政策に関するピアレビュー」

PFI では、OECD が特定国の投資政策レビューで取り上げた健全な投資体制の多くの側面を明確に示している。また、これまで投資に関して各国やその他のアウトリーチ計画でごく表面的に取り組まれてきた分野でピア・ダイアログを行うために、本格的なテンプレートも提供している。分野としては、とりわけインフラの整備と、責任ある企業行動に関して確認済みの定義と原則の周知を目指す政府の政策においてである。

OECD では、国別に対応した PFI 活用の最初の試みとして、現在進められている中国、ロシアなどでの投資に関する協力プログラムの一部としてレビューを行う予定である。PFI はこの他にも、OECD の「国際投資と多国籍企業に関する宣言」の遵守を表明した非加盟国の投資環境の評価にも活用される。

「他の国際機関との協調」

PFIの策定において、世界銀行はタスクフォースの重要なパートナーである。世界銀行は、インフラ・金融部門の整備と人材開発に関する章に背景資料を提供したほか、PFIをテーマに2005年に開催されたOECD「国際投資に関するグローバル・フォーラム」では、正式な共同主催者となった。OECDではこれからも世界銀行とともに上述の地域投資イニシアティブを実施していき、投資環境の改善に向けて広く連携していく。UNCTAD事務局でも、PFIをベンチマークとして特定諸国の投資政策レビューを共同で実施することを要望するなど、OECDとの協力に関して様々な可能性を描いている。

投資委員会では将来を見据え、現在OECD、世界銀行、その他の関係機関の共同イニシアティブとしてインターネット上での「国際投資対話 (International Investment Dialogue)」の創設の提案を検討している。これによって、PFI関連の作業の調整と普及が促進されることになろう。

4. ドナーの関わり

OECDの開発援助委員会 (DAC) と投資委員会は、開発投資促進におけるODAの役割に関する共同報告書を作成し、2005年のOECD閣僚理事会に提出した。同報告書はドナーに対して戦略性・協調性を高める必要性を指摘し、国・セクターレベルでの投資の制約要因に対処するために、何が機能し、何が機能しないのかについてより系統だった教訓に基づき活動を行う必要があるとしている。これ以後、DACは投資委員会など様々な関係者と協議しながら、ドナー向けのODA活用に関するより具体的な政策指針の策定を進め、2006年3月これを承認した。

「民間投資促進のためのODA活用に関するドナー向け政策指針」

ドナー向け政策指針の目的は、DAC加盟国がODAを民間投資促進のためにより効果的に活用できるようにすることにある。他の分野と同様、投資を促進するODAは「援助効果向上のためのパリ宣言」で定められた項目を含め、開発協力の内容・提供方法・効果を高めるための総合的な指針に根ざしたものとすべきである。さらに投資規模と開発効果に影響を及ぼすドナー国・途上国双方の政府の政策の一貫性を高めることもきわめて重要である。投資環境向上に向けた政府の取り組みを支えるために、途上国その他の国々はPFIを参考にすることができる。

(1) 段階的かつ包括的なプロセス

本政策指針の策定作業は2段階で行われた。

- ・ 第1段階の作業はDACと投資委員会が共同で行い、その成果として「民間投資促進のためのODAの役割に関する政策上の教訓」と題された報告書の初版が完成した。
- ・ DACが作成した現在の「政策指針」は、「政策上の教訓」とDACの最近の取り組みが土台になっている。DACの取り組みとは具体的に、農業・インフラ・民間セクター開発の各重要分野に関わる貧困削減に資する経済成長（pro-poor growth）の促進、そして能力開発である。「政策指針」の策定にあたっては、世界銀行、BIAC、TUACからも意見を得た。

（2）主な政策メッセージ

民間セクターの雇用創出と貧困層の所得向上のためには、投資と企業活動に支えられた活発で持続可能な経済成長が必要である。これが、医療・教育・社会基盤への各サービスへのアクセスを拡大し、生産性を向上させるために必要な政府歳入の増加につながる。しかし、多くの途上国では低い投資率、不十分な生産性の向上、不適切な技術革新に対するインセンティブ、予測しにくい投資収益率、フォーマルな経済においても保障され、且つ安全で適切な報酬を得られる職の不足が見られる。

したがって、途上国と援助パートナーは、生産的投資の妨げとなっている市場の失敗や構造的な障害への対策を国の内外で強化しなくてはならない。また成果を上げるためには、より時間をかけて戦略的に行う必要がある。途上国は、民間セクターが活躍し、成長のけん引役としての役割を果たせるような投資環境の育成を支えていくことができる。そのために途上国ができることは、マクロ経済の安定、市場管理体制の機能向上、そして契約の執行と紛争解決のための手続きの強化である。また貿易・租税・競争・投資振興といった、投資規模と投資の開発効果に影響を及ぼす各種分野の政策の一貫性を高めることもできる。

「政策指針」より、ドナーに向けた主要メッセージの部分を別紙2に掲載する。

（3）「政策指針」のこれからの活用法

投資を促進するODAの計画・実施に、より戦略的で協調的なアプローチを取ろうとする開発機関の本部・現地スタッフ双方にとって、「政策指針」は有益である。またDAC加盟国の開発協力政策・プログラムに関する定期的なピアレビューの際にも評価の基準として有効であろう。

注：

1. 「OECD開発のための投資イニシアティブ」は2003年の閣僚理事会の場で提案された。イニシアティブの作業に関してはその後、2005年の「国連ミレニアム宣言およびモンテレイ合意のフォローアップのためのOECD声明」のなかでも支持が表明された。
2. OECDタスクフォースの各会合に参加した主な非加盟国／地域は次の通り：アルゼンチン、バーレーン、ブラジル、チリ、中国、台湾、エジプト、エストニア、インド、インドネシア、イスラエル、ヨルダン、ラトビア、リトアニア、マレーシア、モロッコ、モザンビーク、パキスタン、フィリピン、ルーマニア、ロシア、セネガル、スロベニア、南アフリカ、タンザニア、ベトナム。タスクフォースはこのほか関係非加盟国／地域すべてに門戸を開放している。
3. 具体的な組織名は次の通り：開発援助委員会、貿易委員会、競争委員会、租税委員会、コーポレートガバナンス・ステアリング・グループ、教育委員会、雇用労働社会問題委員会、国際商取引における汚職作業部会、公共ガバナンス委員会。
4. そのほかPFI活用が提案されている地域枠組みとしては、ASEAN、中米自由貿易協定（CAFTA）、中東・北アフリカ（MENA）-OECD投資プログラム、UNESCAPがある。

(別紙1)

投資のための政策枠組み(PFI) (抜粋)

「投資のための政策枠組み」の序文と第1部を掲載。第2部の注釈は掲載しない。

序文

「投資のための政策枠組み(PFI)」の目的は、経済成長の安定と持続可能な開発を支える民間投資を促進することにより、途上国とその国民の繁栄に貢献し、貧困との闘いを支援することにある。

民間投資が経済・社会面に与える恩恵は広く認識されている。これは国の内外にかかわらず、物的資産から知的資本にいたるまで、様々な種類において言える。民間投資は一国の生産力を高め、雇用を創出し、所得を増やす。これが国際投資の場合には、現地サプライヤーのネットワークを作ることによって技術や事業ノウハウを地元で普及させることにもなり、国内投資の喚起にもつながる。こうした恩恵は開発や貧困撲滅の強力な推進力となりうる。多くの国では国内民間投資の拡大と、自国の開発戦略に欠かせない大規模な外国投資の誘致に成功しているが、その一方で、投資の恩恵を享受できていない国もある。国・セクター・地域社会に投資が与える恩恵は必ずしも自動的にあるいは均一に生じるものではない。最も重要なのは、健全な投資環境をつくるために、各国が自らの政策と機構制度の向上、国際協力の強化に継続して取り組むことである。

PFIは、投資家にとって魅力的な投資環境をつくり、社会、なかでも貧困層に開発投資の恩恵を広めたいと考える国の政府を対象に、重要な政策検討課題のチェックリストを提供するものである。このようにしてPFIは、開発戦略を効果的に進めるうえで民間投資が欠かせないとした国連モンテレイ合意の実施推進を目指している。

PFIは国連ミレニアム宣言と、国内外の事業環境の改善を目指す昨今の多国間取り組み(WTOドーハ開発アジェンダ、持続可能な開発に関するヨハネスブルグ宣言など)の幅広い文脈のなかで捉えられる必要がある。これらの取り組みに共通して、PFIは開発と貧困削減の推進に関わる各国政府、企業などの透明性を高めるとともに、適切な役割と責任を与

えるものである。また民主主義社会の普遍的価値、財産権を含めた人権の尊重にも根ざしている。

PFIは既製の処方策を集めたものでもなければ、拘束力のあるものでもない。むしろPFIは、開発を目指す国々が抱える重要な政策上の課題をまとめ、評価するための柔軟性のあるツールである。主な目的は、政策当局が優先順位を特定するために、自国の経済、機構制度、政策決定について適切な質問をし、効果的な政策と評価プロセスを開発できるよう促すことである。

PFIの内容と構成に関しては、およそ60カ国のOECD加盟・非加盟国/地域の政府高官が、世界銀行、国連をはじめとする国際機関の協力を得て、その決定・開発にあたった。また、アフリカ、アジア、ラテンアメリカ、東南ヨーロッパの各地域会合の場でも意見を得た。経済界、労働界、市民社会組織も、PFIの策定にあたってそれぞれの考え方を提供した。タスクフォースでは、持続可能な開発の前提条件となるマクロ経済の安定、政治の予見可能性、社会的一体性、法の原則の維持のほかに、各政策分野と投資環境との関連性の度合いをもとに、10の政策分野を選んだ。10の章では、投資政策、投資促進・円滑化、貿易政策、競争政策、租税政策、コーポレートガバナンス、責任ある企業行動推進のための政策、人材開発、インフラ・金融部門の整備、パブリックガバナンスについてOECD加盟・非加盟国/地域の経験からグッド・プラクティスを紹介している。

PFIは包括的ではあるが、すべてを網羅しているわけではない。その他の政策分野 環境、エネルギー、農村開発、技術革新、女性の起業活動、男女間の均衡など も事業環境に影響を与えるものである。PFIではこれらのテーマについては独立した章を設けていないが、質問の多くは投資環境や経済発展に与えるそれらの重要性を明確に捉えている。

PFIは、政府の各レベルで政策策定と実施のプロセスを明らかにしていくことにより、各国の開発戦略の一部として様々な形で活用することができる。自己評価、ピア・レビュー、地域協力、多国間協議はすべて、PFIから有益な知見を得ることができ、投資政策改革の優先度を特定するのに貢献するであろう。国際機関による能力開発プログラムや、途上国の投資環境改善を支援する投資推進機関やドナー、さらには各国政府との対話を進める経済界、労働界やその他NGOにとって、PFIは参照すべき基準を提供してくれる。PFIに盛り込まれている様々な要素は、特定の経済・社会・法律・文化環境や異なる発展段階にある国のニーズに柔軟に適用できるようになっている。PFIはこの他にも、地域統合や自国政策によるイニシアティブ (home-country policy initiatives) などの国際協力による政府の潜在的な寄与についても述べている。

OECDは、非加盟国、パートナー組織、ドナー、関係者らと連携して、進捗に関する指標をはじめとする手法の作成を支援するほか、様々な状況やニーズに応じてPFIを有効活用できるよう組織の能力を高めることにも支援を行っていく。

PFIは、OECD閣僚理事会の支持を得て、2003年にヨハネスブルクで開始された「OECD開発のための投資イニシアティブ」の一部である。PFIは、各種政策分野を扱ってきたOECDの経験と手法、およびOECD各委員会による非加盟国/地域との国際・地域対話を基礎にしている。また、2000年に改訂された「OECD多国籍企業ガイドライン」など、各国政府と経済界を対象としたOECDの最近の取り組みを補完するとともに、OECD投資イニシアティブのもうひとつの要素である、DACの「民間投資促進のためのODA活用に関するドナー向け政策指針」と相乗的に活用することができる。

PFIとその範囲については、活用実績に照らしてOECDと非加盟パートナーや関係者によって見直しが行われ、時間をかけて着実に実効性を高めていくことになっている。

1.投資のための政策枠組み(Policy Framework for Investment)

第1部では、タスクフォースによって選定され、モンテレイ合意でも同様に特定された主要政策分野に関する10の設問がまとめられている。これらの政策分野は投資環境に最大の影響を及ぼすとされるものである。設問形式にした理由は、各国政府が自己評価と、それぞれの状況、開発課題、体制に応じた優先付けを行う際に柔軟な姿勢で取り組めるようにするためである。設問は政府、企業、その他の関係者それぞれの責任を規定するのにも有効であると同時に、国際協力が投資環境の弱点を最も効果的に是正できる分野を具体的に指摘するのにも役立つ。

第2部は各設問に対する注釈となっている。ここでは投資という観点から背景と情報を提供している。各セクションに掲載されている参考文書、政策資料は、分析のさらなる背景と懸案課題に対する各国の経験例などの実践的な政策指針を提供している。この他に、PFIの別冊となる「OECD加盟・非加盟国/地域のグッド・プラクティスに関するレビュー (A Review of Good Practices in OECD and non-OECD Economies)」では、10の各政策分野に関して分析の背景資料をまとめている。

PFIの全体を通して、3つの原則が適用されている。第1の原則は政策の一貫性である。各セクションの設問は、各種政策分野と投資環境との相互作用に対して統合的なアプローチをとっている。具体例としては次が挙げられる：投資保護・自由化の基準は国際投資家および中小企業を含む国内投資家に幅広く適用できる。実効性のある競争・租税政策は、投資、

特に中小企業向けの投資が、不必要な参入障壁や抑制的な税制、法律遵守の不備によって妨げられないために重要である。そして、貿易自由化政策は、投資自由化政策の恩恵を現実のものとすることに貢献する。パブリックガバナンスのセクションでは、各政策分野あるいは全政策分野における健全な法規制体制の条件に焦点を当てている。

第2の原則は、政府機関が自らの行動に対する説明責任をもち、政策の策定と実施に透明性をもたせることの重要性である。透明性が高いことは、投資家にとっては不確実な部分やリスクが減ることになるだけでなく、投資関連の取引コストの削減にもつながり、官民対話を促進することにもなる。政府機関がアカウンタビリティ（説明責任）を負うことは、自ら責任をもって権限を行使することを示し、投資家に安心感を与える。したがって、特定の公共政策分野における透明性とアカウンタビリティがどのように活発な投資環境をつくっていくかが、各セクションの設問で取り上げられているテーマである。

第3の原則は、投資環境に関する既存のあるいは提案されている政策の影響を定期的に評価することである。この点に関して、設問は、政府の政策が定着したグッドプラクティスの維持にどれほど有効かを評価する際の助けとなることを目指している。評価の観点としては、投資家に対する平等な取扱い（国内あるいは海外の投資家、規模の大小にかかわらず）がなされているか、投資家が活動するコミュニティの様々な利益を考慮に入れた開かれた投資機会が存在するか、がある。各設問は特に制度的枠組みの順応性と、新たな課題を早期に特定し迅速に対応するための定期評価に重点を置いている。

1. 投資政策

投資政策の質は、小規模・大規模あるいは国内・海外を問わず、投資家の判断に直接的な影響を与える。透明性、財産保護、無差別性は投資政策の原則であり、すべての人にとっての健全な投資環境を構築する取り組みを後押しするものである。

1.1 投資および中小企業を含む投資家に対応した法規制とその実施・執行を、明確で透明性があり、利用しやすく、不必要な負担を強いるものとしないうちに、政府はどのような対策を取っているか。

1.2 政府は、土地やその他の財産の所有権登録について、時宜を得た、安全で効果的な方法を着実に構築してくために、どのような対策を取っているか。

1.3 政府は、知的財産権保護のための法律とその効果的な執行の仕組みを実施しているか。保護の程度は国内外の企業の技術革新と投資を奨励するに十分な水準であるか。中小企業

の知的財産の必要性を満たすための戦略、政策、計画の策定に向けて政府はどのような対策を取っているか。

1.4 契約の執行制度は、すべての投資家にとって利用しやすく、効果的なものであるか。紛争解決について、妥当な費用で最大限の保護を可能にするために、政府はどのような代替制度を構築しているか。

1.5 政府は収用に対する補償について、時宜を得た、適切で効果的な政策を保持しているか。またそれは国際法上の義務とも一致したものか。政府は収用権限について、どのような明確に定義された限度を設けているか。収用権限の執行について検討する、あるいはそれに対して異議を唱える独立機関にはどのようなものがあるか。

1.6 政府は、投資法・規則の一般原則として公平性を確立するために、どのような対策を取っているか。公的サービスを管理し、提供する権利を行使するうえで、政府は、国際投資における無差別性の保持を明確にするための仕組みを整備しているか。また、公共の目的に照らしてコストを定期的に見直す仕組みも備えているか。政府は、資本と利益の自由な移転を制限する条項とそれが海外投資の誘致に与える影響について検討しているか。

1.7 投資政策当局は、相手国・地域のパートナーと協力して、投資の振興・保護に関する国際条約の拡大に努めているか。政府は既存の国際条約・公約を定期的に見直し、より魅力ある投資環境の創出にそれぞれの条項が有効かどうかを判断しているか。国際投資合意のもとでの各国の義務の効果的な遵守のために、どのような対策が存在しているか。

1.8 政府は、投資紛争解決のための法的拘束力のある国際仲裁手段を批准し、実施しているか。

2. 投資促進と円滑化

インセンティブをはじめとする投資促進・円滑化策は、その目的が市場の失敗を是正することであり、各国の投資環境の長所を利用できるような方法で策定されるのであれば、投資誘致の有効な手段となりうる。

2.1 政府は、健全で幅広い事業環境を整備するための戦略をもっているか。そしてその戦略において、投資促進・円滑化策はどのような役割を与えられているか。

2.2 政府は投資促進機関（IPA）を設立しているか。IPAの体制、使命、法的立場に関して

国際的なグッドプラクティスがどの程度参考にされ、またそれに照らして評価されているか。

2.3 IPAは十分な資金のもとで運営され、投資の誘致という観点からその活動内容が定期的に見直されているか。IPAの実績評価にはどのような指標が導入されているか。

2.4 政府は、新たな投資を加速させるとともに、投資コストを削減するために、行政手続きの簡素化に努めているか。投資の促進者という役割において、IPAは既存の投資家が直面した問題に関する情報を十分に活用しているか。

2.5 IPAはどの程度まで投資家との対話の仕組みを推進し、維持しているか。政府は投資に影響を与える事項について、IPAと協議しているか。

2.6 政府は、投資インセンティブに絡むコストとメリット、付与期間の妥当性、透明性、他国の経済的利益に与える影響を評価するために、どのような仕組みを備えているか。

2.7 政府は、企業間、特に外国企業と地元企業との投資ネットワークを推進するためにどのような対策を取っているか。また中小企業が直面する特定の投資障壁に対応するためにどのような対策を導入しているか。

2.8 政府は、投資促進ノウハウの構築を目指した世界銀行やその他の政府間機関が実施する国際的・地域的取り組みを活用しているか。IPAは地域・国際ネットワークに参加しているか。

2.9 政府は、投資促進のための情報交換ネットワークをどの程度まで利用しているか。

3. 貿易政策

モノとサービスの貿易に関する政策は、規模の経済の恩恵を受ける機会を広げ、国際的なサプライチェーンへの統合を促進し、生産性と投資利益率を高めることで、より質の高い投資を支えるものとなりうる。

3.1 政府は、国境での通関・規則・管理手続きの遵守コストを削減するために、最近どのような取り組みを行ったか。

3.2 政府は、投資家にとっての貿易政策上の不確実性を軽減し、予見可能性を高めるため

にどのような対策を取っているか。貿易政策の変更を計画する際には、投資家をはじめとする関係者に意見を求めているか。

3.3 政府は、市場拡大につながる国際的な貿易協定やWTOコミットメントの実施を通じて、どの程度積極的に投資機会の増大に努めているか。

3.4 貿易政策の歪みによって生じるコストの軽減のために、一部の産業における投資に有利な貿易政策とその他の産業における投資に不利な貿易政策はどのように検討されているか。

3.5 貿易政策はどの程度モノとサービスの投入コストを上昇させ、それによって世界的な競争価格に左右される産業への投資を抑制しているか。

3.6 一国の貿易政策が途上国の輸出にマイナスの影響を及ぼしている場合、政府は、こうした制約的な貿易政策が投資に与える抑制効果を考慮に入れながら、公共政策の目標達成にどのような代替手段を検討しているか。

3.7 貿易政策は、途上国の産業セクターの弱点を是正するための対策（例：輸出金融・輸入保険）を通じて、どの程度投資を支援し、誘致しているか。

4. 競争政策

競争政策は技術革新を促し、新たな投資につながる状況を生み出す助けになる。健全な競争政策は、投資がもたらす様々な恩恵を社会に行き渡らせることにも役立つ。

4.1 競争法とその適用は明確で、透明性があり、差別的でないか。競争当局は、投資家の競争法に対する理解を助け、法律を遵守させるために、また法や規則の変更を伝えるために、どのような措置（例：決定の発表、法の執行に際して取った方法の説明）を採用しているか。

4.2 競争当局は、競争法を効果的に実施するうえで十分な情報源、政治的支援、独立性を保持しているか。

4.3 競争当局は、どの程度、またどのようにして国営企業などの既存企業による、投資を阻む反競争的な慣行に対処しているか。

4.4 競争当局は、その他の政策が投資家の市場参入能力に及ぼす影響を評価する能力を持ち合わせているか。競争当局とその他の関係政府機関との間にどのような連絡ルート、協カルートが設けられているか。

4.5 競争当局は、産業政策のコストとメリットを定期的に評価し、投資環境への影響に配慮しているか。

4.6 民営化における競争当局の役割は何か。市場優先権条項を認めないなど、投資機会に関連した競争上の配慮は適切に払われているか。

4.7 競争当局は、投資環境に関連して、国際的な企業の合併・買収など国際競争問題について、どの程度相手国の機関と協力しているか。

4.8 モノとサービスの貿易に関する政策は、規模の経済の恩恵を受ける機会を広げ、国際的なサプライチェーンへの統合を促進し、生産性を高めることで、より質の高い投資を支えるものとなりうる。

5. 租税政策

どの国の政府にとっても、その役割を果たすには税収が必要である。しかし、税負担の水準や、実施方法も含めた租税政策の内容は、事業コストや投資収益に直接影響を及ぼす。健全な租税政策によって、政府は良好な投資環境を後押ししながら、公共政策の目標を達成することができる。

5.1 政府は、包括的な開発目標と投資誘致戦略に見合う税負担水準について把握しているか。また、その水準は実際の税負担と調和が取れているか。

5.2 法による規定、タックスプランニングの可能性、遵守コストを考慮に入れた、国内利益に対する平均的な税負担はどれくらいか。

5.3 投資元企業に対する税負担は、政策目標と税制の目的に照らして適切であるか。

5.4 投資家支援の枠組み条件や市場特性が弱い場合、政府は、税制のみで投資判断に好影響を与えることの限界について評価してきたか。

5.5 企業所得に対する税負担が、会社の規模や操業年数、所有構造、産業セクター、事業

場所によって変わる場合、こうした格差は正当化されているか。税制は外国・国内双方の投資家に中立であるか。

5.6 法人課税所得を決定する際のルールは、ベンチマークとなる所得の定義（例：包括的所得）に照らして策定されているか。また中心となる課税規定は全体的に国際基準に沿ったものか。

5.7 投資家などを対象とした税制上の優遇措置は意図せぬタックスプランニングの機会をつくっていないか。費用効果を評価する際には、こうした機会や、特定の税優遇措置に伴う問題を評価し、配慮しているか。

5.8 租税支出勘定を記録し、予算プロセスについて情報を提供、管理するためにサンセット条項を利用しているか。

5.9 租税政策、税務行政の担当者は、租税条約のネットワークを拡大し、国境を越えた不正なタックスプランニング戦略に対抗するために相手国の担当者と協力しているか。

6. コーポレートガバナンス

企業が健全なコーポレートガバナンスの基本原則をどの程度遵守しているかは、投資判断を下す際の要因となるだけでなく、投資家の信頼感や資本コスト、金融市場全体の機能性にも影響を与え、究極的にはより持続可能な資金調達法の確立にも影響を及ぼす。以下の設問からは、良好な投資環境促進のために政策当局などが解決すべきコーポレートガバナンスの主要課題の概要がわかる。より正確な評価を行うためには、政策当局は「OECDコーポレートガバナンス原則」およびコーポレート・ガバナンス・ステアリング・グループが開発した評価手法を参考にすることが求められる。さらに、可能な場合は、世界銀行に「コーポレートガバナンス分野の国際基準の遵守状況に関する報告書」プログラムに基づく評価を要請することもできる。

6.1 経済活動全般と透明で効率的な市場を促進するコーポレートガバナンス体制の基礎づくりにはどのような対策が取られているか。またそれは効果的な実施に支えられた、整合的で一貫性のある規制枠組みに組み込まれているか。

6.2 コーポレートガバナンス体制では株主の平等性はどのように守られているか。

6.3 株主の権利が侵害された場合の法律上の救済策については、どのような手続きや仕組

みがあるか。またこれらは権利侵害に対する信頼できる抑止力となっているか。また、企業内部者や支配所有者らによる私的利益の獲得を防止するために、どのような監視策が取られているか。

6.4 企業に対する株主の影響力を保持するために、どのような手段や制度が整えられているか。

6.5 時宜を得た、信頼できる適切な情報（企業の所有・支配権に関する情報など）開示に関して、どのような基準や手段で市場の要望に応えているか。

6.6 コーポレートガバナンス体制では、企業の戦略的指針、経営の効果的な監視における取締役の中心的役割はどのように保障されているか。また、企業と株主に対する取締役の説明責任はどのように規定されているか。ガバナンス体制は、法律あるいは相互の合意による株主権利を認めるとともに、富と雇用を創出し、財務的に健全な企業の持続可能性を実現するうえでの企業と株主の積極的な協力関係を促すものとなっているか。

6.7 民間セクターのコーポレートガバナンス文化の醸成のために、これまでどのような自主的取り組みや研修を行い、また今後さらに何をしていかなければならないか。

6.8 国のコーポレートガバナンス体制を「OECDコーポレートガバナンス原則」に照らして評価を行っているか。またその結果は一般に公開されているか。

6.9 国営企業の所有体制は、公平な条件、競争的な市場環境、自主的な規制を確保するためにどのような構造になっているか。国が国営企業の経営に干渉するのを防ぐため、また取締役が不当な政治圧力の受け皿ではなく、戦略的な管理という役割を効果的に果たすため、どのような手段が整えられているか。国営企業は政府、国民、株主（いる場合）に対し、どのように説明責任を果たしているか。

7. 責任ある企業行動推進のための政策

「OECD多国籍企業ガイドライン」での提言にも見られる、責任ある企業行動に関して認識されている定義と原則を普及させるための公共政策は、持続可能な開発に有効な投資を誘致する助けとなる。具体的な政策としては、政府と企業それぞれの役割を明確にできるような環境の提供、企業行動基準に関する話し合いの促進、責任ある企業行動に関する民間の取り組みの支援、責任ある企業行動を支持する国際協力への参加などがある。

7.1 政府は投資家に対し、政府と企業部門それぞれの役割と責任の違いを、どのように明確に示しているか。政府は積極的に自らの責任を（たとえば、人権、環境保護、労使関係、財務透明性に関する法律の効果的な実施などにより）果たしているか。

7.2 期待される企業行動に関して投資家に周知させるために、政府はどのような対策を取っているか。政府は効果的な周知の支えとなる権利の枠組みの保護にどのように努めているか。

7.3 企業の事業活動に関する財務面・非財務面での情報開示を支援する適切な枠組みが整備されているか。またこの枠組みは、実際の情報開示方法を投資家や彼らの利害関係者のニーズに合わせて柔軟に刷新することが可能か。

7.4 政府は企業の法の遵守に対する取り組みをどのように後押しすることができるか。

7.5 政府はどのように、協力関係（例：“責任ある経営方針”の導入コストを削減するための基準の策定に参加する）および振興策（例：顧客や一般市民に公表する、責任ある企業行動に関する情報の質の向上）を通じて、責任ある企業行動のためのビジネスケースの強化を支援しているか。

7.6 政府は、責任ある企業行動の国際的な定義と原則を推進するために、「OECD多国籍企業ガイドライン」、「国際労働機関(ILO)多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」、「国連グローバル・コンパクト」などの政府間の協力体制に参加しているか。

8. 人材開発

人材開発は、投資機会を見極め、その機会を捉えるために欠かせない条件である。しかし多くの国では、市場の機能不全などを背景に、人材開発に対する投資は不十分である。したがって、健康で、順応性の高い技能人材を育成・維持する政策や、人材を存分に効果的に配置するための政策は、良好な投資環境の実現に有効である。

8.1 政府は、自らの全体的な開発・投資戦略と実施能力に沿った、一貫性のある包括的な人材開発政策の枠組みを整備しているか。その枠組みは、経済の新たな動きに迅速に対応できるよう、また主な利害関係者の関与を促せるよう、定期的に見直しを行っているか。

8.2 政府は、基礎学校教育の機会を拡大し、教育の質を高めることで、人的資産を投資の誘致・獲得に活用できるよう、どのような対策を取っているか。

8.3 経済的なインセンティブは個人の高等教育、生涯教育への投資を促すに十分であるか。またそのインセンティブは良質な人材による投資環境の改善に有効か。留学を終えた自国民を呼び込むなど、自国の人材投資で十分な恩恵を得るために、どのような対策が取られているか。教育機関と企業との連携を促進し、将来求められる技能を見越すために、どのような仕組みが整備されているか。

8.4 政府は訓練プログラムをどの程度推進しているか。また、その効果と投資環境に与える影響について評価する制度を導入しているか。企業による社員研修プログラムを奨励するために、そして企業が研修の費用負担面で大きな役割を担うために、どのような仕組みが活用されているか。

8.5 伝染病の蔓延と闘うための一貫性のある戦略をもっているか。また公衆衛生の改善とその相関作用としての投資環境の向上を目的とした、公衆衛生費を評価する手段を整えているか。

8.6 中核的労働基準を普及、実施させるためにどのような体制が取られているか。

8.7 労働市場における規制は、雇用の創出と政府の投資誘致戦略をどの程度後押ししているか。また、政策協調、社会的な目標間のバランス、優れた労働力確保の目標、企業の投資意欲の喚起を後押しするためにどのような取り組みを行っているか。

8.8 法律や規制は、受入国で投資をしている企業による優秀な人材の登用を制限していないか。投資元企業からの派遣に関する不当に厳しい慣行を取り除き、また就労ビザの発行の遅れを解消するためにどのような措置が取られているか。

8.9 政府は、大規模な労働調整を支援し、企業が投資機会を得やすくすることで間接的に投資環境を支えるプログラムを後押ししているか。こうしたプログラムにおけるインセンティブの仕組みは変化を幅広く後押しするものか。労働調整に伴う移行コストの軽減のために企業に求められている役割は何か。

8.10 労働市場における規制によって適応性のある労働力を支援し、企業が事業や投資計画を変更する能力を保持できるようにするために、どのような措置が取られているか。

9. インフラと金融部門の整備

インフラ整備のための適切な政策は、貴重な資金を最も有力なプロジェクトへ投入し、民間投資の妨げとなる要因に対処するうえで有効である。金融部門に対する効果的な政策によって、企業そして起業家は安定した環境のもとで自らの投資理念を実現しやすくなる。

9.1 政府は、インフラ投資のニーズを把握するためにどのような手段を使っているか。中央政府は、インフラ投資の優先課題を定めるうえで、地方自治体と協力しているか。政府はインフラ整備プロジェクトへの公的資金の拠出に際し、明確なガイドラインを設け、透明性の高い手段を取っているか。インフラ投資とこの投資に関与している企業の活動を監督する規制機関は、不当な政治的干渉から保護されているか。

9.2 インフラ整備の請負事業に入札する投資家を対象とした透明性と手続きの公正の原則を守るために、政府はどのような対策を導入しているか。また、契約条件の一方的な変更から投資家の権利を守るためにどのような対策が取られているか。投資家がインフラ設備を公平で適正な価格で供給できるようにするために、そして投資家対国家の契約が公共の利益にかなうために、さらには民間が関与したインフラが社会から継続して支持を得るために、政府はどのような対策を取っているか。

9.3 通信分野において、政府は有望な投資家の市場アクセスについて、また事業者間の競争状況について評価しているか。政府は、通信サービスの料金設定方針が競争的であるとともに、信頼性の高い、適正料金の通信サービスに依存する産業部門への投資に有利なものであるかについて評価しているか。

9.4 政府は、利用者が電力を信頼して利用できるための戦略を策定しているか。また電力投資・供給を促す経済インセンティブを設けているか。様々な利用者が最小コストで電力サービスを利用できるように、どのようなプログラムを整備しているか。これらのプログラムは期限を定め、明確な達成目標を設定しているか。

9.5 新たな輸送施設を開発する、あるいは輸送インフラへの既存の投資を維持する決定が下された際の周知方法はどのようなものか。輸送手段のすべてに対して、投資家のニーズおよび異なる輸送インフラ間の接続を考慮しながら、定期的に要件が見直されているか。

9.6 政府は開発目標の支援に必要な、水に対する投資ニーズを把握しているか。民間セクターはどの程度水の管理、供給、インフラへの資金提供に関与しているか。

9.7 政府は、企業開発の効果的な支援のために、規制の枠組みの質を含めた金融部門の能力評価にどのような手法を用いているか。政府は外国機関の参加の制限など、金融部門整

備に対する民間投資の阻害要因を除去するために、どのような対策を取っているか。

9.8 債務者と債権者の権利保護のために、どのような法律や規制を整備しているか。両者の権利は適切な均衡が保たれているか。資産を担保として利用することを支援し、企業が融資の調達先を外部に拡大するための登録制度は整備されているか。情報の流れを促し、金融部門の安定性を高め、投資環境を改善するために、どのようなデータ保護や信用報告（信用報告という語が*credit reporting*の訳として一般的に使われているのであれば差し支えないと思いますが、そうでなければ「金融手続きの報告」というように趣旨を説明してはいいかがでしょうか）に関する法が制定されているか。

10. パブリックガバナンス

規制の質と公共部門の倫理性は、投資家の信頼と判断にとって、そして投資による開発利益にとってきわめて重要なパブリックガバナンスの要素である。良いパブリックガバナンスに唯一といえるモデルはないが、政府が自らの役割を効果的に果たす支えとなる、広く認められた基準はあるか。

10.1 政府は、全体的な開発・投資戦略に沿った、一貫性のある包括的な規制改革の枠組みを設け、実施しているか。

10.2 規制が分かりやすい形で一貫性をもって適用され、質に対する明確な基準が保てるよう、政府の様々なレベルに及び、規制改革を管理・調整するための仕組みは整備されているか。

10.3 経済規制の投資環境への影響を把握する規制影響評価はどの程度利用されているか。評価結果は適切な時期に一般に公表されているか。

10.4 規制の質を高め、投資環境を改善するために、事前通知など、どのような公の協議の仕組みや方法が設けられているか。こうした協議制度はすべての関係者を対象としているか。

10.5 投資家への行政上の負担はどの程度、計測・数値化されているか。投資家に対する負担を含め、行政面で不必要に負担がかかっている部分を見極め、軽減するために、政府にはどのような手段があるか。行政手続きの簡素化、サービスの改善、透明性・アカウントビリティの向上のために、情報通信技術はどの程度利用されているか。

10.6 国の法規制において、国際的な汚職防止・倫理に関する基準はどの程度実施されているか。刑法・行政法・民法の規定では、賄賂の要求・強要などの汚職と闘うため、また倫理の向上による不透明さの解消と投資家すべてにとっての事業環境の改善のために、実効性のある法規制の仕組みが定められているか。

10.7 制度や手続きによって、賄賂の要求・強要などの汚職の防止や公職における倫理性に関する法規制の透明性、実効性、一貫性のある適用、実施が行われているか。公務員の行動規範が策定され、透明性が保たれているか。望まれる倫理水準を公務員が満たせるよう、どのような支援策が活用されているか。市民社会組織やメディアは公務員の職務の遂行について自由に精査することができるか。内部告発者に対する保護制度は設けられているか。

10.8 汚職防止・倫理に関する法規制の効果について評価する仕組みは設けられているか。

10.9 政府は、汚職防止と公務員の倫理向上を目指す国際的な取り組みの当事者となっているか。汚職防止協定を適時に効果的に実施するために、どのような仕組みが設けられているか。こうした仕組みは、協定を実行する汚職防止法の適用と実施を監視する役割をもっているか。

(別紙2)

民間投資促進のためODA活用：ドナーへの主要メッセージ

1. ドナーは投資に影響を与えるマクロ経済、事業環境、企業活動の各レベルで実に幅広い活動を支援し、ODAの約2割をこうした支援に充てている。しかし、投資促進のための支援活動の効果については、評価がほとんど行われていない。

2. 企業や供給サイドの能力開発や、民間セクター発展の取り組みの核となる制度・政策改革の推進については十分な注意が払われていない。

3. ドナーは、特定の種類（一定の規模、活動、セクターなど）の企業の支援に目が向きすぎている。こうした支援が市場の歪曲性と持続可能性の低下につながる恐れのあること

は、これまでの経験からも明らかである。

途上国がより生産的な投資を促進し、途上国のそのような目標達成に対する支援活動の効果を高めることができるよう、開発機関は以下のことを行う必要がある。

(1) 戦略性を高める。支援活動の調和化を行い、内容もより体系的な経験学習に基づいて決定される必要がある。

(2) 途上国における投資コストの削減、リスクの軽減、競争環境の改善、人的・組織的能力の構築の支援に焦点を当てる。

(3) 近い将来の投資促進のカギとなる分野として、経済インフラへの投資と金融市場の整備の優先度を高くする。

(4) フォーマルであるか、インフォーマルであるかを問わず、国内投資の決定要因により注意を向ける。また、地元企業が投資のもたらす新たな機会に対応でき、外国投資家との事業提携を拡大できるよう、その能力を強化することにも大いに関心を寄せる。

(5) 労働や土地などの市場をより貧困層に配慮したものにするほか、女性の起業活動に対する制約要因の除去、フォーマルな経済におけるビジネスへの移行の障壁の削減、環境の持続可能性の促進、知識・技術へのアクセスの拡大、農村地域の経済発展の潜在性を引き出すことにより、貧困削減に資する経済成長 (pro-poor growth) への投資の貢献度を高める。

(6) 教育、職業訓練、研究開発活動、技術移転を支援することにより、起業と技術革新を奨励する。

(7) 労使関係、自然環境、汚職防止などの分野で責任ある企業活動を促進する。

(8) 国・地方レベルで、民間セクター発展に対する国別・セクター別の制約要因を分析し、その結果を公開し、公の広い議論を呼びかける。また、こうした評価を実施する途上国の能力強化を支援する。

(9) 改革プログラムを推進し、変化を起こすきっかけを作れるような、信頼が置け、模範となるような責任感ある国内パートナーを探す。

(1 0) 市場原理に基づいた方法で企業を支援する。ターゲットを絞った援助では、歪曲的状況になるのを避け、直接支援を受ける企業を選定する際には、技術革新と雇用創出の実現、現地市場の状況に応じたサービスの提供が期待できるかという観点から行う。

(1 1) 中小・零細企業や政府の規制外で活動するインフォーマルな企業・労働者を協議・意思決定過程に関与させることができるよう、体系的・包括的な官民対話を国・地方レベルで推進する。これによって、投資環境の改善につながる改革や投資に対する需要を増やすことができる。

(1 2) 投資促進の介入活動の累積的な影響について評価し、成功例と失敗例を共有する。

投資環境の改革には、既得権や惰性に立ち向かうための政治的意志、意欲、指導力が欠かせない。開発機関は最後までねばり強く、官民各セクターと市民社会組織の「変革推進者 (change agents)」を支える必要がある。

開発機関は自らの仕事のやり方についても変革する必要がある。彼らに必要なのは、適切な種類の援助手段を個別にあるいは共同で利用できることである。内部体制についても、より長期的でリスクの高い介入活動を目指すスタッフに不利にならないようにしなくてはならない。投資促進関連のテーマに取り組んでいるスタッフは、互いに十分連携する必要がある。開発機関は、現地の民間セクターの発展に資するよう、競争条件に従って、より多くのモノやサービスを途上国から調達することができる。最後に、途上国の公共セクターのパートナーは、官民パートナーシップなどを通じて、より民間セクターとの連携を深めることができる。